



改正特化則の条文詳解と現場での対策

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームが、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになり、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則が改正され、令和3年4月1日より順次施行・適用されたところです。

事業者及び事業場の安全衛生担当者が、講じるべき措置等を十分に理解するとともに、産業保健スタッフが、金属溶接等作業に従事する労働者の健康確保対策を講じるためにも、改正特化則の内容を理解し、適切な呼吸用保護具を選定する必要があります。今回、条文の紹介を行うと共に、溶接ヒュームの濃度測定等の実施方法などのを説明いたします。

第1回 事業主、安全衛生担当者等

第2回 産業医・産業保健スタッフ 〔産業医生涯更新2単位〕

※1回目、2回目で受講対象者が異なりますのでご注意ください。

日時：令和3年9月2日（木）
14:00～16:00

日時：令和3年10月7日（木）
14:00～16:00

場所：エソール広島研修室1.2（広島市中区大手町一丁目2-1 おりづるタワー10階）
※研修参加の方へ、入館方法等、お知らせいたします。

内 容

14:00～15:00

演題：改正特定化学物質障害予防規則等の条文詳解

講師：広島労働局健康安全課 担当官

15:00～16:00

演題：作業環境測士が教える濃度測定のキモ

講師： 広島産業保健総合支援センター

産業保健相談員 山岡 和寿氏



お申込み・問合わせ先

◆申込方法：広島産業保健総合支援センターH.P申込みフォーム（メール・FAX・電話可）

◆申込期間：第1回：6月28日～ 8月30日（先着順）

第2回：8月23日～ 9月16日（申込み→抽選→受講決定通知）

※詳細は、H.Pでご確認ください。

◆問合わせ：広島産業保健総合支援センター

☎ 082-224-1361 ☎ FAX082-224-1371

✉ info@hiroshimas.johas.go.jp

申込みQRコード



主催：広島産業保健総合支援センター 共催：広島労働局